平成２５年（フ）第２５４２号
札幌市白石区菊水６条１丁目６番16号
債務者　石戸谷貴志
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
札幌市東区北20条東６丁目２番１号　ハイツ仙川Ｃ号
債務者　三浦源太郎
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
札幌市東区北20条東６丁目２番１号　ハイツ仙川Ｃ号
債務者　三浦　和惠
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３号
札幌市清田区清田５条２丁目38番７号
債務者　竹内　繁樹
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番50号　モンヴェール麻生Ｂ棟102号
債務者　菅野　孝治
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６号
札幌市西区八軒２条西２丁目４番１号　コーポ琴７号
債務者　伊藤　信吉
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０号
札幌市清田区真栄１条２丁目18番24―106号
債務者　市川真奈美
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２号
札幌市白石区南郷通１丁目北９番５―505号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７号
札幌市東区中沼１条３丁目７番20号
債務者　堀　　康彦
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８号
札幌市東区中沼１条３丁目７番20号
債務者　堀　　典子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４号
札幌市南区真駒内本町６丁目８番14―102号
債務者　工藤留美子（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４号
札幌市北区新琴似６条１丁目６番11号　ユーハイツＢ６号
債務者　福地　望東
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
札幌市白石区北郷１条９丁目９番10号　ドリームハウス103号
債務者　岡崎マリ子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６９号
群馬県前橋市高井町１丁目29番地９　イル・デ・パンＢ―102号
債務者　柳田　裕紀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
群馬県前橋市上小出町１丁目23番地９　コンテッサ前橋603号
債務者　上條　真平
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
群馬県前橋市広瀬町２丁目12番地３
債務者　池田　　丘
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目351番地４　グレート甚206
債務者　石原真紀子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係